

造山古墳 VR コンテンツ制作等業務委託仕様書(案)

1 業務名

造山古墳 VR コンテンツ制作等

2 業務目的

造山古墳は全国第4位の規模を誇る巨大古墳で、5世紀初頭の古代吉備の隆盛を現代に伝えている貴重な歴史資産である。令和2年度に、造山古墳ビジターセンターを開設し、令和5年度には、造山古墳の陪塚の石室公開などにより、来訪者が順調に増加していたが、令和6年度に入ると、その効果が継続せず、来訪者が減少している。

そこで、造山古墳は5世紀初頭に造られた古墳としては全国最大級であること、石棺は九州・熊本県産の石が使用され、第一号古墳周辺から朝鮮半島の土器が見つかったことなどから、5世紀初頭の倭(ヤマト)政権内では、吉備が大和と同等の勢力を持ち、協力して倭国を治めていたと考える「新たな倭国論」※ を提唱し、様々な媒体を通じてその魅力を発信してきた。

さらに認知度向上を図るため、本事業では学術的な研究を踏まえ、造山古墳と6基の陪塚をコンピューターグラフィックス(以下「CG」という。)で往時の姿を再現し、造山古墳の威容と古代吉備の強大さを分かりやすく歴史好きに伝える解説動画を制作することで、さらなる観光地としての魅力アップによる観光客の増加と市民の郷土への愛着や誇りの醸成を高めることを目的とする。

※「新たな倭国論」については以下を参考にすること。

岡山市歴史観光 WEB サイト「おかやまレキタビ」 URL:<https://rekitabi.jp/>

新着情報 ・特別対談 知られざる「古代吉備」の魅力

・古代吉備の謎に迫る！「新たな倭国論」とは？！紹介動画公開中

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

4 委託業務の内容

本事業は新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)「(以下「交付金」という。)」申請対象事業のため、業務全体を通じて、以下の【留意事項】に留意すること。

【留意事項】

- ・交付金の要件を満たすこと。
- ・令和7年度を初年度として、少なくとも令和10年3月31日までは継続して活用できるデジタル技術を使用すること。また(1)から(3)の制作物については、完成までに委託者と十分

協議を行うこと。

(1)高精細 CG 制作

築造当時の造山古墳と 6 基の陪塚を高精細 CG で再現すること。

ア 再現は次の範囲を対象とし、その精度(緻密さや質感等)については提案すること。

- ・築造当時の造山古墳と 6 基の陪塚
- ・築造当時の遠景(周囲の風景を含む)

イ CG の制作には、委託者が提供する図面等を使用することとし、それ以外を使用する場合は、受託者の責任において収集し委託者の確認を受けること。

(2)VR 動画コンテンツの制作

(1)で制作した CG 等を活用し、築造当時の造山古墳と 6 基の陪塚について、時代背景や古墳築造のプロセスを理解しながら、分かりやすかつ興味深く鑑賞できる、10 分程度の動画を 1 点制作すること。動画の内容は提案すること。動画は主に造山古墳ビジターセンターでの放映を想定している。

ア 本動画は BGM や効果を活用し、リズムよく心地よく見られるものとする。

イ ナレーションは日本語で作成することとし、字幕は日本語字幕及び英語字幕を作成すること。なお英語版字幕の作成にあたっては、日本語版を単に翻訳するのではなく、ネイティブチェックを行い、外国人目線で造山古墳の魅力が伝わる内容とすること。

(3)付属コンテンツの制作

(2)の動画を広く周知するためや造山古墳ビジターセンターへの来訪者増を目的に以下のコンテンツを制作すること。ア及びイの動画の内容を提案すること。

ア 1分ほどのダイジェスト映像を1点制作すること。ダイジェスト映像は日本語版で制作し、日本語字幕を作成すること。 ※公開は YouTube 等を想定する。

イ 制作した CG 等を活用し、1分ほどの VR 動画を1点制作すること。

※現地で体験できることを想定とする。

ウ 本事業の進捗を継続的に PR し、完成に向けて盛り上げる施策を提案すること。進捗状況については、岡山市歴史観光 WEB サイト「おかやまレキタビ」への掲載を想定とする。

URL:<https://rekitabi.jp/>

(4) 令和8年度以降の事業展開に向けての事業計画書の作成

- ① (1)及び(2)により制作したCG・VR動画等、本委託事業で制作されたコンテンツを活用し、現地でスマートフォン等を介し提供されるアプリ(個人向けに既に運用、公開されているアプリを含む。)を活用した、現地への誘客、周遊につながる事業計画書を作成すること。

事業計画は、令和8年度及び令和9年度の2か年とし、事業費はそれぞれ10,000千円と仮定して作成すること。事業計画書の提出期限は、令和7年9月末日までとし、事業計画書の完成までに、委託者と3回以上の協議を行うこと。詳細なスケジュールは委託者と協議するものとする。

② ①に記載する事業計画書の素案(事業費を含む)を提案すること。

提案にあたっては、以下の点に留意すること。

ア 造山古墳への来場者をターゲットに、造山古墳と 6 基の陪塚を周遊しながら利用できる施策を提案すること。

イ 他の観光地や史跡での実績を踏まえた提案とすること。

ウ 広報・情報発信戦略を提案すること。

5. 契約時に提出する書類

受託者は、本業務を実施するにあたり以下の書類を作成し、委託者の承諾を得ること。

- (1)委託業務着手届
- (2)業務責任者届
- (3)事業実施計画書(6. 納入成果物参照)
- (4)下請負通知書(本業務の一部を再委任する場合に限る)

6 納入成果物

本業務の成果物及び納入時期は、以下のとおりとする。

成果物	内 容	納入時期
事業実施計画書	事業の目的、実施体制、実施内容、スケジュール、管理方法等を実施計画としてまとめたもの	業務着手前
設計書	仕様書等の要求事項を実現するために、事業に要求される内容を整理しまとめたもの。学識経験者等の監修を受けるためのCG原案を含むものとする。	CG制作前
動画絵コンテ	シナリオ、カットイメージ、ナレーション・テロップなど。原案段階のもので可。	動画制作前
CG設計書	学識経験者等の意見も踏まえて、設計を行った設計書	納品時
コンテンツ・動画データ	記憶媒体(DVDまたはその他の媒体)に記録したもの。 1分ほどのPR動画(インターネット動画サイトアップロード可能ファイル形式を含む)も含むものとする。	納品時

その他	事業実施に当たり、委託者と受託者にて協議し、必要と認められたもの一式。	適時
完成図書	上記の成果物で最終確定したもの(紙面及びPDFデータにて提供すること)	検収時
事業計画書	令和8年度及び令和9年度の事業計画 (仕様書4(4)に記載する事業計画書)	9月末

当業務で制作した成果物のデータは、提出前に必ずウイルス対応ソフトにより検査すること。また、成果物が本仕様書に反することが判明した場合には、受託者は、納品後であってもデータの修正を行うこと。

7. 秘密の保持

- (1)受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、または委託者の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。また、本業務の遂行に伴い受託者が提供を受けたデータ及び協議、資料、計画等の内容については、本業務の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。
- (2)受託者は、個人情報を取り扱う場合は、個人の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し、適正な取り扱いを確保すること。

8. 知的財産権等

- (1)受託者は、本業務の委託範囲内で制作した成果物、備品、広報媒体等が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」とする)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む)を、業務完了時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2)受託者は、本業務委託において制作した成果物、備品、広報媒体等が著作物に該当する場合において、委託者並びに委託者より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しない。
- (3)受託者は、本業務委託で制作する成果物、備品、広報媒体等に第三者が権利を保有する素材(映像、絵画、マンガ、キャラクター、小説、工芸品、音楽、タレント等の著名人等)を使用する場合には、受託者の負担により委託者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。
- (4)受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、

その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

- (5)本業務委託において、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

9. 貸与資料等

- (1)受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、委託者が提供することが可能な資料等は、委託者が受託者に無償で貸与するものとする。
- (2)貸与された資料等はその重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき、または本業務履行上不要になった場合は委託者に返還しなければならない。なお、貸与資料等の複製物は適切に廃棄するなど委託者の指示に従った処置を行うこと。

10. その他

- (1)受託者は、委託者の目的及び意図を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、効率的に業務を進めること。
- (2)受託者は、委託者と綿密な連携を図り、業務を進めること。委託者から業務の進捗状況を把握するために資料(制作中のCG画像等)を要求された場合は、速やかに提出すること。
- (3)受託者は、制作にあたり、委託者が指定する学識経験者等から指導を受けるものとし、受託者自ら学識経験者等と適宜協議の上、業務を進めること。
- (4)受託者は、造山古墳及び造山古墳の関連施設において調査・作業等を実施する場合は、作業日程および作業時間について事前に委託者と協議すること。
- (5)本業務に伴う必要な経費は、受託者が負担すること。
- (6)本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可等の手続が必要な場合は、原則として受託者が代行して行い、それに必要な手数料等経費については、見積額及び契約額に含めること。
- (7)受託者は、成果物の瑕疵について速やかに対応し、納品後1年間は無償で対応するものとする。その他の事由で修正等が生じた場合の対応については、委託者との間で協議するものとする。
- (8)本業務の実績はすべて委託者の所有とし、委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与、または使用してはならない。
- (9)本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合、または第三者から損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わないものとする。
- (10)受託者は、本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示しその承認を得ること。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問

題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

- (11)本業務について会計検査院による実地検査が行われる場合には、受託者は協力すること。
- (12)受託者は、本業務に係る各種の証拠書類について、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (13)受託者は、業務の遂行にあたって疑義が生じたとき、本仕様書に定めのない事項または不明な点がある場合は、その都度、委託者と協議の上決定するものとする。